

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が運営する輸出入・港湾関連情報処理システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 輸出入等関連業務 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。 (2) 関連業務 法第9条第1項第3号及び第4号に規定するものをいう。 (3) 目的達成業務 法第9条第2項に規定する認可を受けて会社が営む業務（医薬品医療機器等申請に関する業務に限る。）をいう。 (4) 輸出入・港湾関連情報処理システム 輸出入等関連業務、関連業務及び目的達成業務を処理する電子情報処理組織をいう。 (5) NSS（NACCSサポートシステム） 輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）のうちシステム利用契約等を管理する業務機能をいう。 (6) システム利用契約 システムを利用するために締結する会社とシステムを利用する者との間の契約をいう。 (7) システム利用契約者 会社との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。 (8) 管理責任者 セキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統	第1章 総則 (目的) 第1条 (同左) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 輸出入等関連業務 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。 (2) 関連業務 法第9条第1項第3号及び第4号に規定するものをいう。 (3) 目的達成業務 法第9条第2項に規定する認可を受けて会社が営む業務（医薬品医療機器等申請に関する業務に限る。）をいう。 (4) 輸出入・港湾関連情報処理システム 輸出入等関連業務、関連業務及び目的達成業務を処理する電子情報処理組織をいう。 (5) NSS（NACCSサポート・システム） 輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）のうちシステム利用契約等を管理する業務機能をいう。 (6) システム利用契約 システムを利用するために締結する会社とシステムを利用する者との間の契約をいう。 (7) システム利用契約者 会社との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。 (8) 管理責任者 セキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
括する責任者をいう。 (9) センターサーバ 会社の使用に係る電子計算機をいう。 (10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、手続連携システム、アクセス回線（手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。 (11) 手続連携システム システムの外部から連携して上記第1号から第3号に係る手続を電子的に処理するための電子計算機をいう。 (12) ネットワーク基幹網 システムにおいて使用するネットワークでインターネット以外のものをいう。 (13) アクセス回線 利用者システム又は手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線で会社が提供するものをいう。 (14) 専用線接続 アクセス回線に、専用線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立しておく接続方法をいう。 (15) ブロードバンド接続 アクセス回線に光回線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立させておく接続方法をいう。 (16) インターネット接続 利用者システムとセンターサーバとの間にインターネットを用いる接続方法 <u>であって、パッケージソフトを使用する netNACCS 接続、Web ブラウザを使用する WebNACCS 接続又は利用者システムであるゲートウェイコンピュータと接続する netAPI 接続によるものをいう。</u> (17) 関係府省接続 ネットワーク基幹網又はインターネット回線を通じて、	括する責任者をいう。 (9) センターサーバ 会社の使用に係る電子計算機をいう。 (10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、手続連携システム、アクセス回線（手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。 (11) 手続連携システム システムの外部から連携して上記第1号から第3号に係る手続を電子的に処理するための電子計算機をいう。 (12) ネットワーク基幹網 システムにおいて使用するネットワークでインターネット以外のものをいう。 (13) アクセス回線 利用者システム又は手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線で会社が提供するものをいう。 (14) 専用線接続 アクセス回線に、専用線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立しておく接続方法をいう。 (15) ブロードバンド接続 アクセス回線に光回線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立させておく接続方法をいう。 (16) インターネット接続 利用者システムとセンターサーバとの間にインターネットを用いる接続方法 <u>をいう。</u> (17) 関係府省接続 ネットワーク基幹網又はインターネット回線を通じて、

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
関係行政機関の利用者システムとセンターサーバとを接続する方法をいう。 (18) 電文 利用者システムとセンターサーバとの間で送受信される電子情報をいう。 (19) パッケージソフト 専用線接続、ブロードバンド接続又はインターネット接続（<u>netAPI</u> 接続を除く。）の場合で、第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために、システム利用契約者が設置する電子計算機及び関係府省に係る業務を処理するため、関係行政機関のシステム利用契約者が設置する電子計算機において使用されるソフトウェアで、会社が提供するものをいう。 (20) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため会社が設置する相談窓口をいう。 (21) E D I 仕様 センターサーバと利用者システムとの間で電文を送受信するために会社が定める仕様をいう。 (22) 業務仕様 第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために会社が定める仕様をいう。 (23) デジタル証明書 インターネット接続において、システム利用契約者を特定するために会社が付与するものをいう。 <u>(削除)</u> <u>(24)</u> ルータ接続 センターサーバと利用者システム内のネットワークに接続された複数のパーソナルコンピュータを会社が提供するルータを介して接	関係行政機関の利用者システムとセンターサーバとを接続する方法をいう。 (18) 電文 利用者システムとセンターサーバとの間で送受信される電子情報をいう。 (19) パッケージソフト 専用線接続、ブロードバンド接続又はインターネット接続（<u>ebMS</u> 接続を除く。）の場合で、第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために、システム利用契約者が設置する電子計算機及び関係府省に係る業務を処理するため、関係行政機関のシステム利用契約者が設置する電子計算機において使用されるソフトウェアで、会社が提供するものをいう。 (20) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため会社が設置する相談窓口をいう。 (21) E D I 仕様 センターサーバと利用者システムとの間で電文を送受信するために会社が定める仕様をいう。 (22) 業務仕様 第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために会社が定める仕様をいう。 (23) デジタル証明書 インターネット接続（<u>ebMS 接続を除く。</u>）において、システム利用契約者を特定するために会社が付与するものをいう。 <u>(24) Peer to Peer 接続 センターサーバと利用者システムであるパーソナルコンピュータを会社が提供するルータを介して1対1で接続する形態をいう。</u> <u>(25)</u> ルータ接続 センターサーバと利用者システム内のネットワークに接続された複数のパーソナルコンピュータを会社が提供するルータを介して接

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
続する形態をいう。 <u>(25)</u> ゲートウェイ接続 センターサーバと利用者システムであるゲートウェイコンピュータを会社が提供するルータを介して接続する形態であり、通信手段として SMTP/POP3 又は SMTP 双方向を利用するものをいう。 <u>(削除)</u> <u>(26)</u> 利用者コード システム利用契約者を特定するために必要なコードとして、会社が付与するものをいう。 <u>(27)</u> メールボックス I D ゲートウェイ接続のうち通信手段として SMTP/POP3 を利用する場合において、メールボックスにアクセスする際の認証に使用するために会社が付与する I D をいう。 <u>(28)</u> パスワード システム利用契約者の業務処理の資格チェックに使用する利用者パスワード又はゲートウェイ接続のうち通信手段として SMTP/POP3 を利用する場合にメールボックスにアクセスする際の認証に使用するメールボックスパスワードとして会社が付与するものをいう。 <u>(29)</u> プライベート I P アドレス 会社が設置するルータ <u>又はルータ接続若しくはゲートウェイ接続の</u>利用者システムに対して会社が付与する I P アドレスをいう。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	続する形態をいう。 <u>(26)</u> ゲートウェイ接続 センターサーバと利用者システムであるゲートウェイコンピュータを会社が提供するルータを介して接続する形態であり、通信手段として SMTP/POP3 又は SMTP 双方向を利用するものをいう。 <u>(27) ebMS 接続 センターサーバと利用者システムであるゲートウェイコンピュータの接続にインターネット接続を用い、通信手段として ebMS を利用するものをいう。</u> <u>(28)</u> 利用者コード システム利用契約者を特定するために必要なコードとして、会社が付与するものをいう。 <u>(29)</u> メールボックス I D ゲートウェイ接続のうち通信手段として SMTP/POP3 を利用する場合において、メールボックスにアクセスする際の認証に使用するために会社が付与する I D をいう。 <u>(30)</u> パスワード システム利用契約者の業務処理の資格チェックに使用する利用者パスワード又はゲートウェイ接続のうち通信手段として SMTP/POP3 を利用する場合にメールボックスにアクセスする際の認証に使用するメールボックスパスワードとして会社が付与するものをいう。 <u>(31)</u> プライベート I P アドレス 会社が設置するルータ <u>及びインターネット接続の場合を除く</u>利用者システムに対して会社が付与する I P アドレスをいう。 <u>(32) サーバ証明書 ebMS 接続において、利用者システムを特定するために会社が付与するものをいう。</u> <u>(33) 電子署名用証明書 ebMS 接続において、システム利用契約者を特定するために会社が付与するものをいう。</u> <u>(34) C P A ebMS 接続において、情報交換に関する取り決めであるコラボレ</u>

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
(30) NACCS 掲示板 NACCS の利用方法、申込手続、NACCS 業務仕様・関連資料の提供、よくある問合せ、問合せ窓口等を案内するポータルサイトをいう。 (31) カスタマーハラスメント システム利用契約者からの言動のうち、問合せ内容の妥当性を欠くもの又は問合せの要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、問合せ等に係る就業環境が害されるおそれのある行為をいう。 第2章 システムの利用 (システム利用契約者となりうる者の区分等) 第3条 システム利用契約者となりうる者区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) 輸出入等関連業務、関連業務又は目的達成業務に係る業務を処理する関係行政機関等 (2) 船会社業務を行う者（関税法 <u>(昭和29年法律第61号)</u> 第15条第7項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を除く。） (3) 船舶代理店業務を行う者 (4) コンテナヤード業務を行う者 (5) バンプール業務を行う者 (6) 保税蔵置場業務を行う者 (7) 通関業務を行う者 (8) 海運貨物取扱業務（港湾運送事業法 <u>(昭和26年法律第161号)</u> 第2条第1項第1号に掲げる行為をいう。）を行う者 (9) NVOCC（関税法第15条第8項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を除く。）	<u>ーション・プロトコル合意書であり、会社が提供するものをいう。</u> (35) NACCS 掲示板 NACCS の利用方法、申込手続、NACCS 業務仕様・関連資料の提供、よくある問合せ、問合せ窓口等を案内するポータルサイトをいう。 (36) カスタマーハラスメント システム利用契約者からの言動のうち、問合せ内容の妥当性を欠くもの又は問合せの要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、問合せ等に係る就業環境が害されるおそれのある行為をいう。 第2章 システムの利用 (システム利用契約者となりうる者の区分等) 第3条 システム利用契約者となりうる者の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) 輸出入等関連業務、関連業務又は目的達成業務に係る業務を処理する関係行政機関等 (2) 船会社業務を行う者（関税法第15条第7項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を除く。） (3) 船舶代理店業務を行う者 (4) コンテナヤード業務を行う者 (5) バンプール業務を行う者 (6) 保税蔵置場業務を行う者 (7) 通関業務を行う者 (8) 海運貨物取扱業務（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為をいう。）を行う者 (9) NVOCC（関税法第15条第8項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を除く。）

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
(10) 航空会社業務を行う者 (11) 航空貨物代理店業務を行う者 (12) 機用品業務を行う者 (13) 混載貨物業務を行う者 (14) 輸出入者 (15) 損害保険業務を行う者 (16) 納付受託業務を行う者（関税法第9条の6に規定する者をいう。） (17) 別表1（備考）に規定する汎用申請業務を行う者 2 システム利用契約者がシステムにより処理できる輸出入等関連業務は別表1に掲げるものとし、関連業務は別表4に掲げるものとする。 3 システム利用契約者がシステムにより処理できる目的達成業務に係る業務は、別表2に掲げるものとする。 4 <u>関税法第15条第7項及び第8項</u>に掲げる出港前報告制度に係る報告義務者及び手続連携システムを運営する者によるシステムの利用等については、会社との契約等において別途定めるものとする。 （E D I 仕様等に基づく利用） 第4条 システム利用契約者は、E D I 仕様及び業務仕様に基づき、システムを利用するものとする。 2 システム利用契約者は、自己の責任において、手続連携システムを使用して、システムを利用することができる。 （管理統計資料の提供） 第5条 会社は、システム利用契約に基づき、別表3に掲げる管理統計資料を、シス	(10) 航空会社業務を行う者 (11) 航空貨物代理店業務を行う者 (12) 機用品業務を行う者 (13) 混載貨物業務を行う者 (14) 輸出入者 (15) 損害保険業務を行う者 (16) 納付受託業務を行う者（関税法第9条の6に規定する者をいう。） (17) 別表1（備考）に規定する汎用申請業務を行う者 2 システム利用契約者がシステムにより処理できる輸出入等関連業務は別表1に掲げるものとし、関連業務は別表4に掲げるものとする。 3 システム利用契約者がシステムにより処理できる目的達成業務に係る業務は、別表2に掲げるものとする。 4 <u>第1項第2号及び第9号</u>に掲げる出港前報告制度に係る報告義務者及び手続連携システムを運営する者によるシステムの利用等については、会社との契約等において別途定めるものとする。 （E D I 仕様等に基づく利用） 第4条 （同左） （管理統計資料の提供） 第5条 （同左）

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
テム利用契約者に提供するものとする。 (パッケージソフトの使用等) 第6条 パッケージソフトの提供を受けた者は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) パッケージソフトをシステムでの使用以外に使用すること。 (2) パッケージソフトを改変すること。 (ヘルプデスク等の利用) 第7条 システム利用契約者は、システムに関する問合せ、障害に関する連絡等を行うため、ヘルプデスクを終日利用することができる。利用方法については、NACCS 掲示板を参照するものとする。 2 システム利用契約者は、ヘルプデスクに、障害に関する連絡を行う場合は、次の各号に掲げる事項を連絡するものとする。 (1) 利用者システムの設置場所 (2) 障害の状況 (3) 発生時刻 (4) 担当者及び連絡先(電話番号) 3 システム利用契約者がヘルプデスクを利用するにあたり、カスタマーハラスメントに該当する行為があったと会社が判断した場合は、ヘルプデスクの利用を制限できるものとする。 4 カスタマーハラスメントの対象となる行為を以下に示す。なお、これらに限らず会社がカスタマーハラスメントと判断する行為があった場合は、カスタマーハラスメントがあったものとする。	(パッケージソフトの使用等) 第6条 (同左) (ヘルプデスク等の利用) 第7条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
(1) ヘルプデスク業務外の間合せにおける長時間の拘束を続ける行為 (2) ヘルプデスクに対する暴言、人格を否定する発言や侮辱的な発言、威圧的な言動や行動 (3) 不当なクレーム、迷惑行為 (接続試験) 第8条 ゲートウェイ接続又はインターネット接続 (netAPI 接続に限る。) によりシステムを利用しようとする者は、会社が別に定める接続試験を行い、第3条第2項及び第3項に規定する業務が適正に処理されること並びに第5条に規定する管理統計資料が適正に取り出せることを確認しなければならない。 2 システム利用契約者が第11条第2項の規定により、利用契約の変更の申込みを行った場合において、会社が必要と認めるときは、前項の規定を準用する。 3 前2項の規定は、手続連携システムがシステムと接続する場合その他会社が必要と認める場合について準用する。 (システムの運用時間) 第9条 システムの運用時間は、システムのメンテナンスの時間を除く終日とする。 2 会社は、システムのメンテナンスのためにシステムを停止する場合又は電源設備の法定点検等を行う場合には、システム利用契約者に事前に周知するものとする。 第3章 システム利用契約 (システム利用契約又はその変更及びこれらの承諾)	(接続試験) 第8条 ゲートウェイ接続又は ebMS 接続によりシステムを利用しようとする者は、会社が別に定める接続試験を行い、第3条第2項及び第3項に規定する業務が適正に処理されること並びに第5条に規定する管理統計資料が適正に取り出せることを確認しなければならない。 2 システム利用契約者が第11条第2項の規定により、利用契約の変更の申込みを行った場合において、会社が必要と認めるときは、前項の規定を準用する。 3 前2項の規定は、手続連携システムがシステムと接続する場合その他会社が必要と認める場合について準用する。 (システムの運用時間) 第9条 (同左) 第3章 システム利用契約 (システム利用契約又はその変更及びこれらの承諾)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
第 10 条 システム利用契約又はその変更は、システムを利用しようとする者が利用契約又はその変更の申込みを行い、会社がこれを承諾することによって成立するものとする。 2 前項に係る申込みのうち、料金表第 1 表に掲げるシステム利用料金の料金プラン変更については、会社が承諾した月の翌月利用分から適用するものとする。 (システム利用契約の申込み手続等) 第 11 条 システム利用契約の申込みは、<u>次のとおり行うものとする。ただし、</u>第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者及び動植物 Web 業務（別表 1 第 4 項第 1 号中の「動物検疫関連業務（動植物 Web 業務）」及び第 2 号中の「植物検疫関連業務（動植物 Web 業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物 Web 業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。 <u>(1) 原則として、N S S を利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。ただし、N S S を利用して申込みを行うことについて、第 49 条第 6 項</u>	第 10 条 (同左) (システム利用契約の申込み手続等) 第 11 条 <u>システム利用契約の申込みは、N S S を利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。</u> <u>なお、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届けることとする。</u> <u>ただし、N S S を利用して申込みを行うことについて、第 49 条第 5 項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」(インターネット接続による利用を除く。)及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。</u> また、本項の規定は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者及び動植物 Web 業務（別表 1 第 4 項第 1 号中の「動物検疫関連業務（動植物 Web 業務）」及び第 2 号中の「植物検疫関連業務（動植物 Web 業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物 Web 業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
<u>に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書を提出して行うものとする。</u> <u>(2) 利用契約の申込に際しては、インターネット接続（netAPI 接続を除く。）のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。</u> <u>(3) 第1号ただし書の規定により申込みを行う場合には、利用契約申込書のほか会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出するものとする。</u> 2 システム利用契約の変更の申込みは、N S Sを利用して変更に必要な事項を送信することにより行うものとする。ただし、N S Sを利用することについて、第49条第<u>6</u>項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約変更申込書及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。 (共同してシステムを利用する場合のシステム利用契約) 第12条 一の利用者システムを、複数の者で、共同して利用（以下「共同利用」という。）をしようとする場合には、共同利用をしようとする者の中で一の代表者を（以下「共同利用代表者」という。）を選び、当該共同利用代表者が前条の規定に準じて契約の申込みを行うものとする。 2 前条第1項に規定する利用の申込みは、共同利用をしようとするすべての者からの共同利用代表者に対する委任状を添付して行うものとする。 3 共同利用を行うシステム利用契約者は、システム利用契約に基づき生じる義務につき連帯して責任を負うものとする。 4 第1項の共同利用代表者を変更する場合には、新たに共同利用の代表者となる者は、速やかに<u>システム利用契約の変更申込みを行う</u>ものとする。	2 システム利用契約の変更の申込みは、N S Sを利用して変更に必要な事項を送信することにより行うものとする。ただし、N S Sを利用することについて、第49条第<u>5</u>項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約変更申込書及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。 (共同してシステムを利用する場合のシステム利用契約) 第12条 一の利用者システムを、複数の者で、共同して利用（以下「共同利用」という。）をしようとする場合には、共同利用をしようとする者の中で一の代表者を（以下「共同利用代表者」という。）を選び、当該共同利用代表者が前条の規定に準じて契約の申込みを行うものとする。 2 前条第1項に規定する利用の申込みは、共同利用をしようとするすべての者からの共同利用代表者に対する委任状を添付して行うものとする。 3 共同利用を行うシステム利用契約者は、システム利用契約に基づき生じる義務につき連帯して責任を負うものとする。 4 第1項の共同利用代表者を変更する場合には、新たに共同利用の代表者となる者は、<u>会社に対し</u>速やかに<u>書面で届け出る</u>ものとする。

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
5 共同利用に係るシステム利用契約の変更の申込みは、共同利用代表者が前条第2項の規定に準じて行うものとする。 (港湾調査への同意) 第13条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げるシステム利用契約者となりうる者が、第11条第1項の規定に基づくシステム利用契約の申込みを行った場合には、当該申込みを行った者は、港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）第9条第2項の規定に基づき法第3条第1項の規定により適用される情報通信の技術<u>を活用した行政の推進等</u>に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項のうち、以下の事項を港湾管理者に提供（国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介した港湾管理者への提供を含む。）し、港湾調査に使用することに同意したものとする。 (1) 港湾統計用輸入貨物データ (2) 港湾統計用輸出貨物データ (3) 港湾統計用仮陸揚貨物データ ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。 また、第14条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。 2 前項に掲げる申込みを行った者は、法第3条第1項の規定により適用される情報通信の技術<u>を活用した行政の推進等</u>に関する法律第6条第1項の規定により港湾管理者に申請等を行った事項のうち、以下の事項を、国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介して港湾管理者に提供し、港湾調査に使用することに同	5 共同利用に係るシステム利用契約の変更の申込みは、共同利用代表者が前条第2項の規定に準じて行うものとする。 (港湾調査への同意) 第13条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げるシステム利用契約者となりうる者が、第11条第1項の規定に基づくシステム利用契約の申込みを行った場合には、当該申込みを行った者は、港湾調査規則（昭和26年<u>3月10日</u>運輸省令第13号）第9条第2項の規定に基づき法第3条第1項の規定により適用される<u>行政手続等における</u>情報通信の技術の利用<u>に関する</u>法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項のうち、以下の事項を港湾管理者に提供（国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介した港湾管理者への提供を含む。）し、港湾調査に使用することに同意したものとする。 (1) 港湾統計用輸入貨物データ (2) 港湾統計用輸出貨物データ (3) 港湾統計用仮陸揚貨物データ ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。 また、第14条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。 2 前項に掲げる申込みを行った者は、<u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律</u>第3条第1項の規定により適用される<u>行政手続等における</u>情報通信の技術の<u>利用</u>に関する法律第3条第1項の規定により港湾管理者に申請等を行った事項のうち、以下の事項を、国土交通省が構築・運営する「サイバーポ

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
意したものとする。 (1) 港湾統計用入出港届データ (2) 港湾統計用係留施設等利用許可申請データ ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。 また、第 15 条第 1 項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。 (システム利用契約の申込みの承諾等) 第 14 条 第 11 条第 1 項及び第 2 項の申込みに対する承諾は N S S を通じて行うものとする。 ただし、N S S を利用することについて、第 50 条第 <u>6</u> 項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。 (1) アクセス回線の敷設が技術上著しく困難な場合 <u>(2) 第 19 条第 1 項に掲げる表明若しくは確約又は同条第 2 項に掲げる確約がなされない場合</u> (3) 第 40 条第 1 項各号に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を滞納し、又は滞納するおそれがある場合 (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を	ート」を介して港湾管理者に提供し、港湾調査に使用することに同意したものとする。 (1) 港湾統計用入出港届データ (2) 港湾統計用係留施設等利用許可申請データ ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。 また、第 15 条第 1 項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。 (システム利用契約の申込みの承諾等) 第 14 条 第 11 条第 1 項及び第 2 項の申込みに対する承諾は N S S を通じて行うものとする。 ただし、N S S を利用することについて、第 50 条第 <u>5</u> 項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。 (1) アクセス回線の敷設が技術上著しく困難な場合 <u>(新設)</u> (2) 第 40 条第 1 項各号に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を滞納し、又は滞納するおそれがある場合 (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
受け、当該処分に係る期間中である場合 (5) システム利用契約の申込みが行われた後、会社が定める一定期間が経過しても必要とする手続きが行われていない場合 (6) その他システム利用契約又はその変更の申込みを承諾することが適当でないと認められる場合 3 会社は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を電子メールで当該申込者および管理責任者に通知するものとする。ただし、電子メールでの通知によりがたい場合は書面で通知するものとする。 (システム利用契約に基づく権利の譲渡の禁止) 第 15 条 システム利用契約者は、第 16 条第 3 項に該当する場合を除き、システム利用契約に基づくシステムを利用する権利を譲渡してはならない。 (システム利用契約者の地位の承継) 第 16 条 システム利用契約者について相続があったときは、相続人は、システム利用契約者の地位を承継する。 2 システム利用契約者となっている法人について合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併前の法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。 3 システム利用契約者となっている法人についてシステム利用に係る事業の営業譲渡があったときは、当該事業を譲り受けた法人は、当該事業を譲り渡した法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。 4 前 3 項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、N S Sを用いて速やかにシステム利用契約<u>の変更申込みを行う</u>ものとする。	受け、当該処分に係る期間中である場合 (4) システム利用契約の申込みが行われた後、会社が定める一定期間が経過しても必要とする手続きが行われていない場合 (5) その他システム利用契約又はその変更の申込みを承諾することが適当でないと認められる場合 3 会社は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を電子メールで当該申込者および管理責任者に通知するものとする。ただし、電子メールでの通知によりがたい場合は書面で通知するものとする。 (システム利用契約に基づく権利の譲渡の禁止) 第 15 条 (同左) (システム利用契約者の地位の承継) 第 16 条 システム利用契約者について相続があったときは、相続人は、システム利用契約者の地位を承継する。 2 システム利用契約者となっている法人について合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併前の法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。 3 システム利用契約者となっている法人についてシステム利用に係る事業の営業譲渡があったときは、当該事業を譲り受けた法人は、当該事業を譲り渡した法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。 4 前 3 項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、N S Sを用いて速やかに<u>システム利用契約者の地位を承継した旨を送信するとともに、N S</u>

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
ただし、N S Sを利用することについて、第 49 条第 <u>6</u> 項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 5 第 1 項の場合において、相続によりシステム利用契約者の地位の承継をした者が 2 人以上あるときは、その者のうち 1 人を代表者と定め会社に届け出るものとする。 6 前項の規定による代表者の届出がないときは、会社が相続によりシステム利用契約者の地位を承継した者のうち 1 人を代表者として指定する。 7 第 5 項又は前項の代表者を変更するときは、会社に届け出るものとする。 8 第 5 項又は第 6 項の代表者は、会社に対してこれらの項のシステム利用契約者を代表するものとする。 (システムの利用の停止又は制限) 第 17 条 会社は、システム利用契約者に対し、次の各号に該当すると認められる場合で、会社の催告にもかかわらず、なお是正措置を講じない場合には、システムの利用を停止又は制限することができる。 (1) E D I 仕様に違反して使用した場合 (2) 第 7 条の規定に違反し、パッケージソフトを不正使用した場合 (3) 第 29 条第 2 項の規定により会社が指示した必要な措置を講じない場合 (4) 第 37 条に規定するシステム監査を正当な理由なく拒否した場合 (5) システムを法令又は公序良俗に反する目的で現に使用し、又は使用しようとした場合 (6) システム利用契約又はその変更の申込みにおいて、虚偽の事項を送信又は	<u>S を用いて作成した承継届書を会社に提出する</u>ものとする。 ただし、N S Sを利用することについて、第 49 条第 <u>5</u> 項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 5 第 1 項の場合において、相続によりシステム利用契約者の地位の承継をした者が 2 人以上あるときは、その者のうち 1 人を代表者と定め会社に届け出るものとする。 6 前項の規定による代表者の届出がないときは、会社が相続によりシステム利用契約者の地位を承継した者のうち 1 人を代表者として指定する。 7 第 5 項又は前項の代表者を変更するときは、会社に届け出るものとする。 8 第 5 項又は第 6 項の代表者は、会社に対してこれらの項のシステム利用契約者を代表するものとする。 (システムの利用の停止又は制限) 第 17 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
記載したことが認められた場合 (7) 利用料金の滞納がある場合 (8) その他システムの運用において現に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある場合 2 会社は、前項の規定によりシステムの利用の停止又は制限しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、通知することなく、システムの利用を停止又は制限することができる。 3 会社は、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することができる。 4 会社は、システムの利用が著しく輻輳した場合には、システムの利用を制限することができる。 (会社の解除権及び損害賠償請求権) 第 18 条 会社は、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。 (1) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限が行われた後、1 月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合 (2) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限の措置を繰り返し受けた場合 (3) 故意又は重大な過失によりシステムに障害を生じさせた場合 (4) その他システムの利用を継続することが適当でないと認められる場合 2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合は、会社はシステム利用契約を解除することができる。	(会社の解除権及び損害賠償請求権) 第 18 条 会社は、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。 (1) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限が行われた後、1 月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合 (2) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限の措置を繰り返し受けた場合 (3) 故意又は重大な過失によりシステムに障害を生じさせた場合 (4) その他システムの利用を継続することが適当でないと認められる場合 2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合は、会社はシステム利用契約を解除することができる。

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合 (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合 (3) 営業の廃止又は解散の決議をした場合 (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合 3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、会社はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。 <u>4 システムへのログインが2年間行われなかった場合には、会社はシステム利用契約を解除することができる。</u> <u>5</u> 会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、第48条第3項に規定する損害賠償の請求を受けた場合には、当該システム利用契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。 <u>6</u> 前項に限らず、会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、損害が生じた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当該システム利用者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。 (反社会的勢力の排除) 第19条 システム利用契約者は、会社に対し、自己、自己の役員、使用人その他の従業員、代理人若しくは媒介者、自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、	(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合 (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合 (3) 営業の廃止又は解散の決議をした場合 (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合 3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、会社はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。 <u>(新設)</u> <u>4</u> 会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、第48条第3項に規定する損害賠償の請求を受けた場合には、当該システム利用契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。 <u>5</u> 前項に限らず、会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、損害が生じた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当該システム利用者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。 (反社会的勢力の排除) 第19条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。 （１） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。 （２） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 （３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。 （４） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど の関与をしていると認められる関係を有すること。 （５） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 （６） 反社会的勢力、又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っている と認められる関係を有すること。 ２ システム利用契約者は、自己、又は第三者を利用して、会社に対し、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。 （１） 暴力的な要求行為 （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為 （３） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （４） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為 （５） その他、前各号に準ずる行為 ３ 会社は、システム利用契約者が前２項の表明又は確約に違反した場合には、システム利用契約を解除することができる。	

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
4 前条第3項の規定は、前項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合について準用する。 (システム利用契約の解除) 第20条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第49条第<u>6</u>項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 2 システム利用契約の解除は、NSSを利用して承諾の旨をシステム利用契約者に通知することにより、当該解除しようとする日をもって解除される。 (ネットワーク基幹網等の最低利用期間) 第21条 専用線接続及びブロードバンド接続の場合の最低利用期間は、次の各号のとおりとする。 (1) 専用線接続の場合 回線の開通日から1年 (2) ブロードバンド接続の場合 回線の開通日から1年 第4章 システムの管理 (会社の保守義務) 第22条 会社は、システムのうち次の各号に掲げる部分について、システム利用契約者の利用に支障のないよう維持及び整備をし、その仕様に基づく性能を保持す	(システム利用契約の解除) 第20条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第49条第<u>5</u>項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。 2 システム利用契約の解除は、NSSを利用して承諾の旨をシステム利用契約者に通知することにより、当該解除しようとする日をもって解除される。 (ネットワーク基幹網等の最低利用期間) 第21条 (同左) 第4章 システムの管理 (会社の保守義務) 第22条 会社は、システムのうち次の各号に掲げる部分について、システム利用契約者の利用に支障のないよう維持及び整備をし、その仕様に基づく性能を保持す

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
るものとする。 (1) センターサーバその他の機器 (2) センターサーバとネットワーク基幹網又はインターネットを接続する回線 (3) ネットワーク基幹網 (4) 専用線接続及びブロードバンド接続に係るアクセス回線 (利用者コード、識別番号、パスワード及びメールアドレス等の付与) 第 23 条 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会社は、システム利用契約者に対し、利用者コード、識別番号、パスワード、メールアドレス、デジタル証明書を提供するものとする。 (1) 会社が第 14 条第 1 項の承諾を行ったとき。 なお、共同利用の場合は、共同利用を行うすべてのシステム利用契約者に、会社が個別に付与又は提供するものとする。 (2) 第 16 条の定めるところにより、システム利用契約者の地位の承継があったとき。 (利用者コード及び識別番号の付与基準) 第 24 条 利用者コード及び識別番号の付与基準は、E D I 仕様の定めるところによる。 (パスワードの付与基準) 第 25 条 パスワードの付与基準は、E D I 仕様の定めるところによる。	るものとする。 (1) センターサーバその他の機器 (2) センターサーバとネットワーク基幹網又はインターネットを接続する回線 (3) ネットワーク基幹網 (4) 専用線接続及びブロードバンド接続に係るアクセス回線 (利用者コード、識別番号、パスワード及びメールアドレス等の付与) 第 23 条 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会社は、システム利用契約者に対し、利用者コード、識別番号、パスワード、メールアドレス、デジタル証明書、<u>サーバ証明書、電子署名証明書を付与するとともに C P A</u>を提供するものとする。 (1) 会社が第 14 条第 1 項の承諾を行ったとき。 なお、共同利用の場合は、共同利用を行うすべてのシステム利用契約者に、会社が個別に付与又は提供するものとする。 (2) 第 16 条の定めるところにより、システム利用契約者の地位の承継があったとき。 (利用者コード及び識別番号の付与基準) 第 24 条 (同左) (パスワードの付与基準) 第 25 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
(デジタル証明書の付与基準) 第 26 条 インターネット接続の場合に、利用者システムにデジタル証明書を付与する。なお、本項の規定は、動植物 Web 業務を利用する者であって、動植物 Web 業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。 (プライベート I P アドレスの付与等) 第 27 条 プライベート I P アドレスの付与は、E D I 仕様の定めるところによる。 (デジタル証明書の取得) 第 28 条 インターネット接続の場合において、第 14 条第 1 項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかに第 26 条の規定により付与されたデジタル証明書を取得するものとする。 2 会社は、次の各号に該当する場合には、付与した該当のデジタル証明書の利用を停止することができる。 (1) システム利用契約者が利用開始日から 2 月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合 (2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限が満了した場合 (3) システム利用契約者がデジタル証明書の再発行後、2 月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合 (セキュリティ対策) 第 29 条 システム利用契約者は、第 31 条から第 36 条までに定めるセキュリティ対策を講じなければならない。	(デジタル証明書の付与基準) 第 26 条 インターネット接続の場合に、利用者システムであるパーソナルコンピュータにデジタル証明書を付与する。なお、本項の規定は、動植物 Web 業務を利用する者であって、動植物 Web 業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。 (プライベート I P アドレスの付与等) 第 27 条 (同左) (デジタル証明書の取得) 第 28 条 インターネット接続の場合において、第 14 条第 1 項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかに第 26 条の規定により付与されたデジタル証明書を取得するものとする。 2 会社は、次の各号に該当する場合には、付与した該当のデジタル証明書の利用を停止することができる。 (1) システム利用契約者が利用開始日から 2 月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合 (2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を 2 月経過しても更新手続きを行わない場合 (3) システム利用契約者がデジタル証明書の再発行後、2 月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合 (セキュリティ対策) 第 29 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
2 会社は、システム利用契約者が当該セキュリティ対策を講じていない場合、又は講じないおそれがあると認められる場合には、システム利用契約者に対し必要な措置を講ずることを指示することができる。 (管理責任者の設置) 第 30 条 システム利用契約者は、前条のセキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統括するための管理責任者を設置し、会社へ届け出るものとする。 2 前項の届出の内容に変更がある場合は、システム利用契約者は、速やかに会社へ届け出るものとする。 3 前 2 項の届出は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の申込みの際に、同条に規定する方法により行うものとする。 (ウィルス対策等) 第 31 条 システム利用契約者は、ルータ接続又はインターネット接続 <u>(netAPI 接続を除く。)</u> の場合においては、パーソナルコンピュータに、ゲートウェイ接続又は <u>インターネット接続 (netAPI 接続に限る。)</u> の場合においては、ゲートウェイコンピュータに次に掲げる対策を施すものとする。 (1) 市販のウィルスチェックソフトの導入 (2) センターサーバへ E D I 仕様に定める使用禁止文字コードを送信できないようにする機能 2 システム利用契約者は、ウィルスチェックソフトを新種のウィルスに対応するため、適切な頻度でバージョンアップするものとする。 3 システム利用契約者は、利用者システムがウィルスに感染した場合は、会社へ速やかに届け出るものとする。	(管理責任者の設置) 第 30 条 (同左) (ウィルス対策等) 第 31 条 システム利用契約者は、<u>Peer to Peer 接続</u>、ルータ接続又はインターネット接続の場合においては、パーソナルコンピュータに、ゲートウェイ接続又は <u>ebMS</u> 接続の場合においては、ゲートウェイコンピュータに次に掲げる対策を施すものとする。 (1) 市販のウィルスチェックソフトの導入 (2) センターサーバへ E D I 仕様に定める使用禁止文字コードを送信できないようにする機能 2 システム利用契約者は、ウィルスチェックソフトを新種のウィルスに対応するため、適切な頻度でバージョンアップするものとする。 3 システム利用契約者は、利用者システムがウィルスに感染した場合は、会社へ速やかに届け出るものとする。

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
4 会社は、第1項に規定する対策に係る届出をシステム利用契約者に対して求めることができる。 (利用者システムについて講じたセキュリティ対策の報告) 第32条 会社は、会社が必要とする場合においては、第11条第1項又は第2項の申込みの際に、当該申込みを行った者に対して、利用者システムについて講じたセキュリティ対策の内容につき報告を求めることができる。 (履歴の管理) 第33条 システム利用契約者が、ゲートウェイ接続又はインターネット接続(netAPI接続に限る。)を行う場合には、センターサーバと送受信した者を特定し、その送受信内容の履歴(ログ)を管理する仕組みを構築するものとする。 2 前項に規定する送受信内容の履歴(ログ)の管理方法については、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 保存すべき履歴(ログ)の内容については、センターサーバと送受信する電文の内容のうち、次に掲げる項目とする。 イ 利用者コード ロ 識別番号(電文をセンターサーバに送信する場合のみ) ハ 業務コード ニ 送受信の日時分秒 ホ その他、利用者ネットワークの構成、利用者システムの構成及び利用業種の種別に応じEDI仕様に定める必要な項目 (2) 履歴(ログ)の保存期間は1年間とする。 (3) 履歴(ログ)の保存場所及び保存方法については、会社からの提出依頼に迅	4 会社は、第1項に規定する対策に係る届出をシステム利用契約者に対して求めることができる。 (利用者システムについて講じたセキュリティ対策の報告) 第32条 (同左) (履歴の管理) 第33条 システム利用契約者が、ゲートウェイ接続又はebMS接続を行う場合には、センターサーバと送受信した者を特定し、その送受信内容の履歴(ログ)を管理する仕組みを構築するものとする。 2 前項に規定する送受信内容の履歴(ログ)の管理方法については、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 保存すべき履歴(ログ)の内容については、センターサーバと送受信する電文の内容のうち、次に掲げる項目とする。 イ 利用者コード ロ 識別番号(電文をセンターサーバに送信する場合のみ) ハ 業務コード ニ 送受信の日時分秒 ホ その他、利用者ネットワークの構成、利用者システムの構成及び利用業種の種別に応じEDI仕様に定める必要な項目 (2) 履歴(ログ)の保存期間は1年間とする。 (3) 履歴(ログ)の保存場所及び保存方法については、会社からの提出依頼に迅

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
速に対応できる場所及び方法でなければならない。 (システム利用契約者を特定するために付与する利用者コード等の扱い等) 第 34 条 システム利用契約者は、利用者コード、パスワードその他会社がシステム利用契約者を特定するために付与するもの（以下「利用者コード等」という。）について、漏洩を防ぐための必要な管理を行わなければならない。 2 システム利用契約者は、利用者コード等が漏洩した場合又はそのおそれがあると認める場合は、直ちに会社に届け出て、必要な手続を行い新規に利用者コード等の付与を受けるものとする。 (ルータの利用制限等) 第 35 条 システム利用契約者は、インターネット接続の場合を除き、センターサーバとの接続に際しては、会社が提供し、かつ、稼働条件を設定したルータを使用するものとする。 2 システム利用契約者は、会社が提供したルータの設定を変更してはならない。 3 システム利用契約者は、システムを利用する以外の目的でルータを利用する場合は、会社の定める技術的条件に適合させなければならない。 (通信の監視) 第 36 条 会社は、システムのセキュリティを確保するためシステムに係る通信状況を監視又は記録することができる。 (システム監査) 第 37 条 会社は、システム利用契約者に対し事前に通知し、その同意を得た上で、	速に対応できる場所及び方法でなければならない。 (システム利用契約者を特定するために付与する利用者コード等の扱い等) 第 34 条 (同左) (ルータの利用制限等) 第 35 条 (同左) (通信の監視) 第 36 条 (同左) (システム監査) 第 37 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
利用者システムの監査（以下「システム監査」という。）を行うことができる。 2 システム利用契約者は、正当な理由なく、システム監査を拒否することはできない。 3 会社は、システム監査の結果についてシステム利用契約者に通知するものとする。 4 システム利用契約者は、システム監査の結果、改善を要する事項の指摘を受けた場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 第5章 障害時の対応等 (障害発生時の対応) 第38条 システム利用契約者は、システムの機能に異常を認めた場合は、会社に対し直ちにその旨を通知するものとする。 2 会社は、前項に規定する通知を受けたときは、異常の原因となった障害の発生箇所の特定を急ぎ、発生箇所に応じ次のとおりに措置するものとする。 (1) 障害の発生箇所が第22条各号に規定する箇所であると認められる場合 会社は、速やかに障害を復旧させるために必要な措置を講じる。 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 会社は、システム利用契約者に対し、その旨及びシステム利用契約者の計算と責任において復旧するよう通知する。 3 前項第2号の通知を受けたシステム利用契約者は、復旧が終了したときは、速やかにその旨及び障害の内容を会社に報告するものとする。 (障害発生時の対応の特例) 第39条 会社が、システム利用契約者から、前条第1項に規定する通知を受けた場	第5章 障害時の対応等 (障害発生時の対応) 第38条 (同左) (障害発生時の対応の特例) 第39条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
合で、障害の発生箇所が利用者システムである場合において、障害が発生した利用者システムが、会社が正常に動作することを確認した利用者システムを提供する者として会社に登録されている者から提供されたものであり、かつ会社に、当該提供者から当該システム利用契約者に対して、利用者システムを提供している旨の報告がされている場合は、同条第2項第2号の規定にかかわらず、会社は当該提供者に対して、当該利用者システムに障害が発生している旨及び当該システム利用契約者と当該提供者との契約に従い障害を復旧するように通知するものとする。 第6章 利用料金等 (システム利用契約に基づく利用料金の負担) 第40条 システム利用契約者(ただし、本条及び第42条の適用に当たっては、第3条第1項第1号に掲げる者を除く。)は、次に掲げる利用料金を会社に支払うものとする。ただし、共同利用を行う場合においては、共同利用代表者が次に掲げる利用料金の全額を支払うものとする。なお、第3条第1項第1号に掲げる者は別途契約によるものとする。 (1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金 (2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供に係る料金 (3) 料金表第3表に掲げる保稅管理資料保存に係る料金 (4) 料金表第4表に掲げる回線使用料等 (5) その他会社が別に定める利用料金 2 前項の規定にかかわらず、会社は、必要があると認める場合には、利用料金の一部又は全部について、支払いを要しないものとすることができる。 3 会社は、利用料金の変更を行う場合には、その変更の2月前までにシステム利用契約者に対して変更後の利用料金及び変更時期を通知するものとする。ただし、そ	第6章 利用料金等 (システム利用契約に基づく利用料金の負担) 第40条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
の変更が別表 1 に規定する輸出入等関連業務若しくは別表 2 に規定する目的達成業務に係る業務の追加に伴う従量料金の追加である場合又は利用料金の引下げである場合は、この限りでない。 4 前項の通知の日から起算して 20 日以内にシステム利用契約者から第 20 条に規定する解除の申出がない場合には、システム利用契約者につき利用料金等の改定が承諾されたものとみなす。 (消費税相当額の支払い) 第 41 条 システム利用契約者が、利用料金を会社に支払う場合には、当該利用料金の額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとする。 (利用料金の計算等) 第 42 条 利用料金の計算方法は、料金表通則第 1 項から第 6 項に定めるところによる。 2 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金及び第 41 条の消費税相当額（以下「利用料金等」という。）の支払方法は、料金表通則第 7 項の定めるところによる。 3 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金等の支払期限は、会社が指定する日とする。 (災害等による支払期限の延長) 第 43 条 会社は、災害その他やむを得ない理由により、システム利用契約者が前条	(消費税相当額の支払い) 第 41 条 (同左) (利用料金の計算等) 第 42 条 利用料金の計算方法は、料金表通則 <u>(以下「通則」という。)</u> 第 1 項から第 6 項に定めるところによる。 2 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金及び第 42 条の消費税相当額（以下「利用料金等」という。）の支払方法は、料金表通則第 7 項の定めるところによる。 3 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金等の支払期限は、会社が指定する日とする。 (災害等による支払期限の延長) 第 43 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
第3項に規定する利用料金等の支払に関する期限までに支払ができないと認めるときは、料金表通則第8項から第11項の定めるところにより、当該期限を延長することができる。 (利用料金等の返還) 第44条 利用料金等は、次に掲げるものに限り、料金表通則第12項及び第13項の定めるところにより、支払を行ったシステム利用契約者の請求により返還することができる。 (1) 過誤払の利用料金等 (2) 第43条の規定により延長された期限に係る支払期日の前日までに支払われた利用料金等 (延滞金) 第45条 システム利用契約者が、利用料金等をその責めに帰すべき理由により、第42条第3項に規定する期限又は第43条の規定により延長された期限までに支払わない場合には、当該期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該期限までに支払うべき利用料金等の合計額に対して年5パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を利用料金等に併せて支払うものとする。ただし、当該期限の翌日から1月を経過する日後の延滞金の額は、その支払うべき利用料金等の合計額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。 2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる利用料金等の合計額が2,000円未満であるとき又は当該利用料金等の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。 3 延滞金の額が1,000円未満であるとき又は当該延滞金の額に100円未満の端数	(利用料金等の返還) 第44条 (同左) (延滞金) 第46条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。 (利用料金等の支払いを要しないシステムの利用) 第 46 条 第 22 条各号に規定する電子計算機その他の機器等の所有者その他の関係者（以下「機器の所有者等」という。）の責めに帰すべき理由により、電文が破損又は滅失された場合において、システム利用契約者が、当該破損又は滅失された電文を、再度、取出すために行った業務として会社が指定するものについては、従量料金の支払いを要しないものとする。 (利用者コード等を用いて行われたシステムの利用) 第 47 条 利用者コード等を用いて行われたシステムの利用は、当該利用者コード等の不正使用その他の事故が発生した場合であっても、当該利用者コード等の付与を受けたシステム利用契約者が行ったものとみなす。 (損害賠償) 第 48 条 機器の所有者等の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、システムを利用できない状態が 3 時間以上連続した場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。 2 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、会社が機器の所有者等から受ける賠償の額を限度として、会社が計算した額とする。 3 会社の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、システムを利用できない状態が 3 時間以上連続した場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害	(利用料金等の支払いを要しないシステムの利用) 第 46 条 (同左) (利用者コード等を用いて行われたシステムの利用) 第 47 条 (同左) (損害賠償) 第 48 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
の賠償を請求できるものとする。 4 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、システム利用契約者が前年（前年に支払実績の無いシステム利用契約者においては当年）に会社に支払った利用料金等の平均月額料金を限度として、会社が計算した額とする。 5 機器の所有者等の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、損害（システムを利用できない状態の発生に関わるものを除く。）を被った場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。 6 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、会社が機器の所有者等から受ける賠償の額を限度として、会社が計算した額とする。 7 会社の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、損害（システムを利用できない状態の発生に関わるものを除く。）を被った場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。 8 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、システム利用契約者が前年（前年に支払実績の無いシステム利用契約者においては当年）に会社に支払った利用料金等の平均月額料金を限度として、会社が計算した額とする。 （免責事項） 第 49 条 システム利用契約者が手続関連システムを使用して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきシステムから手続関連システムに送信した電文により、第 22 条に規定する会社の保守義務の範囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>2 第 26 条に規定するデジタル証明書を付与された利用者システムが、日本国外に</u>	（免責事項） 第 49 条 システム利用契約者が手続関連システムを使用して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきシステムから手続関連システムに送信した電文により、第 22 条に規定する会社の保守義務の範囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>（新設）</u>

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
<u>において設置され、使用された場合に発生したトラブルや損害に対しては、会社は一切の責任を負わないものとする。</u> <u>3</u> 第 29 条に定めるセキュリティ対策を講じなかったために発生したトラブルや損害に対しては、会社の保守義務の範囲内であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>4</u> ブロードバンド回線接続の場合において、電文の遅延があったとき、又は、インターネット接続の場合において、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>5</u> 関係府省接続の場合において、関係行政機関の利用者システムと他の利用者システムとの間で電文の遅延、破損、漏洩又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>6</u> 天災地変、戦乱、暴動によりシステムの利用ができない場合、会社は一切の責任を負わないものとする。 第 7 章 雑則 (合意管轄裁判所) 第 50 条 システム利用契約に関連して会社とシステム利用契約者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所と定める。 (規程の改正) 第 51 条 会社は、この規程を改正した場合には、その内容を会社のホームページ (www.naccs.jp) に公開するものとし、システム利用契約者は、定期的にこの規程を確認するものとする。 2 この規程の改正は、この規程に別段の定めがある場合又は会社が改正後の規定	<u>2</u> 第 30 条に定めるセキュリティ対策を講じなかったために発生したトラブルや損害に対しては、会社の保守義務の範囲内であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>3</u> ブロードバンド回線接続の場合において、電文の遅延があったとき、又は、インターネット接続の場合において、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>4</u> 関係府省接続の場合において、関係行政機関の利用者システムと他の利用者システムとの間で電文の遅延、破損、漏洩又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。 <u>5</u> 天災地変、戦乱、暴動によりシステムの利用ができない場合、会社は一切の責任を負わないものとする。 第 7 章 雑則 (合意管轄裁判所) 第 50 条 (同左) (規程の改正) 第 51 条 (同左)

新旧対照表

※下線を付した箇所が改正部分。

改正後	改正前
の施行日を定める場合を除き、前項の公開と同時に有効となるものとする。 3 システム利用契約者がこの規程の改正について明示的に承諾した場合のほか、システム利用契約者が第1項の公開後にシステムを利用した場合（第40条第3項の通知をする場合を除く。）には、システム利用契約者につきこの規程の改正が承諾されたものとみなす。また、システム利用契約者がこの規程の改正に承諾しない場合には、第1項の公開の日から起算して20日以内に第20条に規定するシステム利用契約の解除を申し出ることによって、システム利用契約を解除することができる。 （その他） 第52条 この規程の改廃は、「規程管理規程」（平成20年総務規程第13号。）の定める手続きに従い行うものとする。 （注）「規程管理規程」は、規程の改廃に係る会社の手続を定めた規程である。 <u>附 則（令和7年4月1日業務関連規程第2号）</u> <u>この規程は、第7次NACCS更改の日から施行する。</u>	（その他） 第52条 （同左）